千葉市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する二人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する場合に、多子軽減措置により軽減される利用者負担額を償還払いにより当該保護者に支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「乳幼児」とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４条第１項第１号に規定する乳児又は同項第２号に規定する幼児という。

２　この要綱において、「幼稚園等」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部、法第３９条第１項に規定する保育所、法第４３条の２に規定する情緒障害児短期治療施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第７条第１項に規定する認定こども園をいう。

３　この要綱において、「保護者」とは、法第６条の２の２第８項に規定する通所給付決定保護者をいう。

（対象となる利用者負担）

第３条　この要綱において、多子軽減措置の対象となる利用者負担は、法第６条の２の２に規定される障害児通所支援のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援（医療に係る利用者負担を除く。）又は保育所等訪問支援の利用に係るものとする。

（償還額）

第４条　償還払いにより支給する額は、前条に規定するサービスの利用により事業者に支払った月額利用者負担金の額から、次の表１各号に掲げる額の合算額（合算額が表２の区分ごとに掲げる額を超える場合は表２の区分に応じた額とする）を控除した額とする。

表１

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 多子軽減措置による軽減後の月額利用者負担金の額 |
| （１）幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する乳幼児（該当者が二人以上ある場合は、そのうちの年長者） | 同一の月に受けた指定通所支援に係る法第２１条の５の３第２項第１号に掲げる額の１００分の１０に相当する額 |
| （２）幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち（１）に掲げる乳幼児以外のもの（該当者が二人以上ある場合は、そのうちの年長者） | 同一の月に受けた指定通所支援に係る法第２１条の５の３第２項第１号に掲げる額の１００分の５に相当する額 |
| （３）上記以外の乳幼児 | ０円 |

表２

|  |  |
| --- | --- |
| 生活保護世帯又は市民税非課税世帯 | ０円 |
| 市民税課税世帯（所得割２８万円未満） | ４，６００円 |
| 市民税課税世帯（所得割２８万円以上） | ３７，２００円 |

２　前項の表１各号の月額利用者負担金の額に１円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

（償還払いの申請）

第５条　多子軽減の対象となる乳幼児と同一の世帯にいる保護者が、償還払いの方法による利用者負担額の支給を申請しようとするときは、多子軽減に伴う障害児通所給付費支給申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長へ提出しなければならない。

２　前項の申請書には、幼稚園等の通園証明書及び利用者負担額の支払いを証する書類（領収証等）を添付するものとする。ただし、障害児通所給付費等明細書などの公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

３　第１項の規定による申請は、複数月分を同一の申請書により行うことができる。

（支給決定等）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、多子軽減に係る障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するとともに、口座振替の方法により支払うものとする。

（給付費の返還）

第７条　市長は、前条に規定する給付費の支給を受けた保護者が、偽りその他不正な手段により給付費の支給を受けたことが明らかとなったときは、支給した給付費の全部または一部の返還を求めることができる。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、同日以後に提供される第３条に規定するサービスに係る月額利用者負担金の額に適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。